

巻頭言～新年にあたって～

明けましておめでとうございます。2022年もよろしくお願ひいたします。

世の中がようやく落ち着きを取り戻しつつある昨今（執筆時点である2021年12月現在ですが）、ビジネスの方法も様変わりしてきました。打合せはオンラインが当たり前、コミュニケーションツールもチャットが中心となり、メールだと煩わしく感じるほど。酒食を伴う懇親会や飲み会も激減して、コロナ禍になった結果むしろ健康になったのではないかと思うほど。他方、それに伴うデメリットもあって、いちばん大きく感じるのが新しい出会いが減ってしまったこと。一期一会をより強く感じるいま、今年のテーマは人との縁を大切にすることにしたと考えています。

いまの当たり前は未来も当たり前、とは限りません。いまを大切に。いまの縁に感謝してこの時代を乗り切っていきましょう。

2022年1月 弁護士法人ASK 代表社員弁護士 伊藤 諭



弁護士法人ASK 市役所通り法律事務所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-3 ホンマビル4階
TEL:044-230-1725 / FAX:044-230-1726

弁護士法人ASK 新百合ヶ丘オフィス

〒215-0004 川崎市麻生区万福寺1-12-7 山田ビル2階
TEL:044-322-9861

HP:<https://www.s-dori-law.com/> (右のQRコードから読み込めます。)

【所属弁護士】 弁護士 伊藤 諭 弁護士 竹内 克己

弁護士 瀬沼 一成 弁護士 柴田 剛

(神奈川県弁護士会所属)

【事務局】3名(岡田・池田・林田)



知人・友人などからのご紹介案件も大歓迎です。
ご相談の予約については、当事務所HPの問合せフォームまたはお電話にて承ります。



(左:新百合ヶ丘オフィス遠景、右:新百合ヶ丘オフィス会議室)

御社のパーパスはなんですか？

突然世界を襲ってきたコロナ禍との付き合い方（克服はむずかしいことがよくわかりました。）がようやく見えつつある今、社長は改めて会社経営の意義に思いを巡らせる時期なのかもしれません。

「Purpose」という言葉が経営に絡んで用いられることが最近増えてきました。日本経済新聞においても「金融界にパーパス経営 ESG・社員多様化…存在意義 訴え 収益向上どう両立」（2021年12月7日朝刊）という記事が掲載されるなど、ブームとも言える状況になってきています。

パーパスとは、一般的には「目的」という訳語が当てられますが、経営の文脈では「存在意義」と訳されるケースが多いかと思えます。ESG（環境・社会・企業統治）

の強化が叫ばれる中で、環境によってブレない自社の存在意義を見つめ直す必要性に気づく企業が多いものと言えます。

そんななか、2021年4月に発売された「パーパス経営 30年先の視点から現代を捉える」（名和高司著 東洋経済新報社）では、この「パーパス」を「志」と表現し、「志本主義」という言葉を提唱しています。これまでの資本主義という資本は、カネとモノであって、ヒトはコストという見方でした。しかしながら、最近の状況はどうでしょう。カネは行き場を失い実態とかけ離れた相場を形成し、人々の関心はモノから離れつつあります。それよりも重視すべきなのはヒト。顧客になるのもヒト、組織を形成するのもヒト、会社を動かすのもヒトなのです。これらのヒトを集める

源泉が“Purpose”、「志」なのであると。

一橋ビジネススクール客員教授である名和のいう「志本主義経営」を実践している会社には共通点があると言います。それが、「ワクワク」「ならでは」「できる！」です。「ワクワク」するような崇高な目標を掲げ、人を高揚させてこころに火を付けること。自社「ならでは」の価値創出にこだわっていること。そして、これらが絵に描いた餅で終わるのではなく、「できる！」感を醸成していること。

大きく成長している会社を思い浮かべると、この3つを実践できていることが分かりますね。御社ではいかがでしょうか。一緒に考えていきませんか？

（弁護士 伊藤 諭）

飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。

はじめに

世界全体がコロナ禍に巻き込まれ丸2年が経とうとしています。国内でも、ご存知のとおり、その感染拡大防止対策として、飲酒や多人数での会食が制限されてきました。

そのような中で、油断はできないものの国内では令和3年9月中下旬以降新規感染者数が落ち着きを見せはじめています。それを受け、飲酒提供の制限解除、会食の緩和などの措置がとられています。そのため、年末年始にかけて忘年会や新年会を企画した（している）会社様は多いのではないのでしょうか。

そこで、役員であると従業員であるとを問わず気をつけたいのが飲酒運転です。飲酒運転に起因する痛ましい事故は未だ根絶されておらず、そのようなニュースを見ない日はないと言っても過言ではありません。

今回は、その飲酒運転に焦点を当てて、会社が気をつけるべきことを記していきたいと思えます。

1. 飲酒運転とは

「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。」の標語のとおり、飲酒をしての車両の運転は御法度です。

まず、基本的なところでは、道路交通法が、酒気帯び運転をしてはならないと規定しています（同法65条1項）。では、これに違反し交通事故を発生させた場合、対外的にいかなる責任が生じるのでしょうか。そして、その対策として会社では何をすべきなのでしょう。以下では、生じる責任についての概略を説明したあと、会社がとりうる事前・事後の対策について述べたいと思えます。

2. 刑事上の責任

➤ 酒気帯びと酒酔い

まず、酒気帯び運転をすると、事故発生の如何にかかわらず、その身体に保有するアルコールの状態によって、①酒気帯びであれば「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」、②酒酔いであれば「5年以下の懲役又は100万円以下の罰

金」といった責任が課される可能性があります。（そのほか、飲酒運転を容認しつつ車両の提供をした場合等の罰則も規定されていますが、本稿では紙幅の都合上、省略します。）

①酒気帯びは、「呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態」等とされています。②酒酔いは、文字どおり、酒に酔った状態を指します。このことから、例えば極端に酒に弱い人がお猪口数杯飲酒して酒に酔った場合、呼気中のアルコール検出量が呼気1リットルにつき0.15ミリグラム未満であったときは、①には当たらないが②には当たります。他方で、酒豪の人のような場合、酔っていないが呼気中のアルコール検出量が呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上であれば、②には当たらないが①には当たります。

➤ 人身事故を起こすと・・・

不注意によって人身事故を起こすと、飲酒しているか否かにかかわらず、過失運転致死傷（自動車の

運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 5 条) として、7 年以下の懲役若しくは禁錮又は 1 0 0 万円以下の罰金を課される可能性があります。その上で飲酒運転となれば、量刑としては決して軽く済むものではないでしょう。

さらに、アルコールの影響によって正常な運転が困難で状態であることを認識しながら自動車を運転し人を死傷させるとより重い刑罰が待っています(同法 2 条 1 号, 3 条)。

➤ ポイント

以上のように、飲酒運転それ自体で重い刑事責任を負う可能性があるばかりでなく、ひとたび人身事故を起こしてしまうと相当に重い刑事責任が課される可能性があります。

3. 民事上の責任

飲酒運転による事故が、勤務先による指揮命令の及ぶ範囲内で生じたと客観的に認められるような場合(例えば、会社が主催した忘・新年会からの帰り道に起こした事故など)、事故を起こした本人(= 従業員)だけでなく、会社も連帯して使用者責任(民法 7 1 5 条 1 項本文)として被害者に対する損害賠償義務を負うことがあります。しかも、会社がその責任を免れるのは立証上、かなり困難なものとされています。

4. 行政上の責任

運転免許の停止や取消しといったことも生じます。また、各種業法による規制などが生じることもあるかもしれません。

5. レピュテーションリスクの存在

これまで飲酒運転に起因する痛ましい交通事故が発生すると、社会の耳目を集め、それを契機に厳罰化を目的とした法改正がなされるということが幾度もありました。そのような社会的背景に加えて、現代の SNS 社会においては、一瞬で会社名が拡散されるといった事態もなはいえませぬ。そうすると、貴社

のレピュテーションの毀損に直結することとなります。そのため、この点についても注意を払う必要があります。

6. 事前の対策

以上のとおり、各種の法的責任が生じるばかりでなく、レピュテーションリスクといった経営上のリスクまでも生じる可能性があります。そのため、事故を未然に防ぐという観点からすれば、飲酒運転をした場合に生じる本人のリスクやそれだけにはとどまらず会社にも波及しうる広範なリスクの内実について徹底した周知・啓蒙活動が必要といえるでしょう。

7. 従業員の懲戒

もし、貴社の従業員がそのような事故を起こしてしまった場合、会社としては、その従業員に対して何らかの懲戒処分をすることが考えられます。ここでは、従業員が事故を起こした場面で、会社が懲戒処分を行うことができるのか否か、言い換えれば、従業員が起こした事故についてどのような状況であれば会社が処分を行うことができるのか、会社の行う懲戒処分のテリトリーという視点に限定してみています。

上記のように、飲酒運転をしないよう周知徹底していたにもかかわらずそれに違反し、かつ、それが企業活動の範囲内であった場合には、貴社の就業規則に則って懲戒処分を課すことは可能でしょう。

では、もし、飲酒運転で事故を発生させてしまったがそれが従業員のプライベートの活動中に生じたものであった場合はどうでしょうか。

この点、従業員といえども業務から離れた私生活上での行動は当然ながら自由です。ですので、原則として会社が私生活上の非行を理由として懲戒処分を行うことはできません。

しかしながら、従業員は、信義則上、使用者の業務利益や信用・名誉を毀損しないようにする義務を負いますので、その義務に反し「企業の円滑な運営に支障を来すおそれがあるなど企業秩序に係る有す

る」場合には、例外的に懲戒事由ありとしてその処分手続きをとることができます。つまり、貴社の就業規則にも「会社の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき」とか「犯罪事実が明らかとなったとき」といったような懲戒事由が規定されているものと思いますが、それらが規定されていることを前提に、その規定に該当する事実が判明し、かつ、「企業の円滑な運営に支障を来すおそれがあるなど企業秩序に係る有する」場合に懲戒することができるという二重の縛りを経ることが必要になります。

具体的な判断に当たっては、ケースバイケースにはなってしまいますが、例えば、飲酒運転による解雇を検討する際には、飲酒運転の原因、動機、態様、結果、影響のほか従業員の飲酒運転の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の従業員及び社会に与える影響、勤続年数等その他諸般の事情を総合的に判断することとなるでしょう。もっとも、タクシー運転手や物流トラックの運転手など運転に関わる業務である場合には、より厳しい判断(= 解雇が有効な方向に傾く)となり、裁判例もそのような判断傾向となっています。

これらを踏まえると、実体的にも手続的にも慎重な判断が必要になるといえるでしょう。

✚ まとめ

以上のように、飲酒運転やそれに絡む事故では、様々な責任、リスクが伴います。せっかくの忘・新年会が暗転しないよう一人ひとりが「飲んだら乗るな。飲むなら乗るな。」を徹底する必要がありますが、もし万が一にもそれによる事故が生じてしまったときは、対内的にも対外的にも弁護士がお力になれることは多いと思います。もちろん、紛争を未然に防ぐことも紛争を知っている弁護士であればこそその仕事ですので、お気軽に当事務所にご相談ください。

(弁護士 柴田 剛)

弁護士のひとこと

日本の裁判所は世界的にかなり遅れていたのですが、コロナも一つのきっかけとなり、かなりの部分が Web 会議でまかなえるようになりました。気がつけば今年は裁判所に行く回数がぐんと減っています。他方、書面や証拠の提出にはまだ FAX が現役で使われています。FAX で送った書面を Web 会議で確認する裁判。なんかシュールですよ。

(弁護士伊藤)

昨年初、自己研鑽のため、弁護士会で主催する研修ビデオを月 1 回は受講することを目標としていましたが、恥ずかしながら目標の半分程度しか達成できませんでした。本年はよりよいサービスを提供するため、さらなる自己研鑽に励み、昨年立てた目標を上回る研修受講と新たな分野の勉強を目標としたいと思います。

(弁護士竹内)

昨年もコロナの影響で、飲食の機会が減り、思うようにお酒を飲みにくくはできませんでした。昨年末から少しは落ち着いてきましたので、今年は、慎重にはありますが、飲食の機会や趣味を通じて、人との付き合いを大事にしていこうと考えています。身体を動かすことに興味があれば、一緒に動かしましょう。その後に美味しいお酒もぜひ。

(弁護士瀬沼)

年末に第二子が生まれました。2022 年は、二児の父として、喜びも責任感も 2 倍になりそうです。そんな 2022 年は弁護士 4 年目の年になります。なんだか、2 や 4 など偶数が目白押しな年になりそうですが、複雑で割り切れないトラブルを因数分解し、割り切って解決していけるよう頑張りたいと思います。研鑽も怠らず指数関数的な成長曲線を描けるようにも頑張ります。

(弁護士柴田)

編集後記

ニュースレター第 2 号を発行しました。ニュースレターが皆様にとって少しでもお役にたつ内容でしたら嬉しいです。

前号の編集後記に事務所の開所当初からある「幸福の木」のことを取り上げました。今年も幸福の木に花が咲きました！（写真も載せましたのでご覧ください。）小さく可憐な白い花ですが、同時に花からベタベタした蜜が出ます。この花の蜜は困りものですが、今年も咲いてくれた！という喜びの方が勝り、今では樹液も一種の風物詩のようなものになりました。事務所のなかに植物があることでいつも癒されています。

さて、2022 年がスタートしました。皆様にとってより良い年になりますよう心からお祈り申し上げます。

(事務局 林田尚美)



お知らせ

弁護士山岸敦志が昨年 12 月 31 日付けで当事務所を退所し、本年 1 月 1 日から「弁護士法人おおどおり総合法律事務所」（横浜市中区）に移籍をいたしました。

【弁護士山岸からのご挨拶】

2020 年 1 月の入所以来、丸 2 年の間、当事務所で業務を行って参りましたが、この度、横浜市内の法律事務所に移籍することとなりました。

当事務所においては、弁護士、事務局問わず、全ての方々に温かく支えて頂き、心から感謝しております。当事務所の一員として業務に当たることができ、とても光栄です。今後とも、弁護士法人 A S K を何卒よろしくお願い申し上げます。